

小矢部市妊産婦医療費の助成に関する条例（昭和49年小矢部市条例第17号）による妊産婦医療費の助成に関する事務

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	富山県
3. 市区町村名	小矢部市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	70-2：妊産婦の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	小矢部市妊産婦医療費の助成に関する条例（昭和49年小矢部市条例第17号）による妊産婦医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	49	
③番号法別表第2の項	70	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		小矢部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第2の項 小矢部市妊産婦医療費の助成に関する条例（昭和49年小矢部市条例第17号）による妊産婦医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)	小矢部市妊産婦医療費の助成に関する条例（昭和49年小矢部市条例第17号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、（母性）並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、（母性並びに乳児及び幼児）に対する（保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与すること）を目的とする。	第1条 この条例は、（妊産婦）の医療費の一部を本人に助成し、その疾病の早期発見と適正な医療を確保することにより、（母子の健康の保持及び増進を図ること）を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		小矢部市妊産婦医療費の助成に関する条例（昭和49年小矢部市条例第17号）小矢部市妊産婦医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年小矢部市規則第6号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令39条 項号	小矢部市妊産婦医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年規則第6号）第3条
②事務の内容	母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務	妊産婦に対する医療費助成についての資格認定の請求に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令39条 項3号	小矢部市妊産婦医療費の助成に関する条例（昭和49年規則第6号）第3条第1項（様式第1号）
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令39条 項4号	小矢部市妊産婦医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年規則第6号）第3条第1項（様式第1号）
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	小矢部市妊産婦医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年規則第6号）第3条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	妊産婦に対する医療費助成についての資格認定の請求に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号A1	小矢部市妊産婦医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年規則第6号）第3条第1項（様式第1号）
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号A2	小矢部市妊産婦医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年規則第6号）第3条第1項（様式第1号）
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号A3	小矢部市妊産婦医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年規則第6号）第3条第1項（様式第1号）
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号A5	小矢部市妊産婦医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年規則第6号）第3条第1項（様式第1号）
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

届出日	2024年06月10日
独自利用事務の対象者	妊産婦
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2024年03月22日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	